

調査対象及び調査事項

ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、フィットネスクラブ、その他のスポーツ施設提供業について

1. 調査対象

(1) **ゴルフ場の調査対象**は、興行的でないスポーツ(アマチュア競技)を行うための以下の施設を提供することを主業としている事業所である。

- ① ホール数が 18 ホール以上、かつ、「ホールの平均距離」が 100 メートル以上の施設
- ② 18 ホール未満であっても、ホール数が 9 ホール以上あり、かつ、「ホールの平均距離」が 150 メートル以上の施設

(2) **ゴルフ練習場の調査対象**は、興行的でないスポーツ(アマチュア競技)を行うための以下の施設を提供することを主業としている事業所である。

- ① 主としてゴルフの練習施設を提供する事業所
- ② ホール数が 9 ホール未満のゴルフ場
- ③ 9 ホール以上 18 ホール未満で「ホールの平均距離」が 150 メートル未満のゴルフ場
- ④ 18 ホール以上で「ホールの平均距離」が 100 メートル未満のゴルフ場

(3) **ボウリング場の調査対象**は、興行的でないスポーツ(アマチュア競技)を行うための以下の施設を提供することを主業としている事業所である。

主としてボウリングの競技を行うための施設を提供する事業所

(4) **フィットネスクラブの調査対象**は、興行的でないスポーツ(アマチュア競技)を行うための以下の施設を提供することを主業としている事業所である。

室内プール、トレーニングジム、エアロビクススタジオなどの屋内の運動施設を有し、インストラクター、トレーナーなどの指導者を配置し、会員にスポーツ、体力向上などのトレーニングの機会を提供する施設

(5) **その他のスポーツ施設提供業の調査対象**は、興行的でないスポーツ(アマチュア競技)を行うための以下の施設を提供することを主業としている事業所である。

① 体育館

バレーボール、バスケットボール、バドミントンなど各種の競技を行える設備を備えた屋内の施設

② テニス場

テニス競技が可能なコートを備えたテニス場

③ バッティング・テニス練習場

ア バッティング(野球)の練習施設

イ オートテニスなどテニスの練習施設

④ その他のスポーツ施設

陸上競技場、サッカー場、公営野球場、乗馬クラブ、フィールドアスレチック場、スケートリンク、卓球場、武道場、競泳プール、漕艇場、スキー場、グランドゴルフ場、ゲートボール場、パターゴルフ場など

(6) 国や地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している指定管理者制度利用の施設、独立行政法人等が直接管理・運営を行っているスポーツ施設も対象となる。

※「指定管理者制度」とは、国、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・一般財団法人・一般社団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

なお、次のような業務を行う事業所は、本調査の対象としていない。

- ①スイミングスクール、ヨガ教室、体操教室など、主としてスポーツ技能、健康、美容の増進のため、指導者が水泳、ヨガ、体操、武道などを教授することを主たる目的とする施設
- ②競馬場、競輪場、オートレース場、競艇場
- ③興行的スポーツのための施設
- ④国や地方公共団体等の施設で、国や地方公共団体等が直接管理・運営を行っている施設（運動場、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館、プール等）

2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果(令和2年6月1日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社、支店又は営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社、本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社、本店の統括を受けている支社、支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「**該当事業所数**」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社、本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、令和2年6月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。「**公的資本比率**」とは、(2) **経営組織別**で「**会社**」となる事業所の「**資本金額(又は出資金額)**」の中に、国又は地方公共団体等の公的機関から出資等により組み込まれている金額の「**資本金額(又は出資金額)**」全体に占める割合。
- (4) **フランチャイズ**は、フランチャイズチェーンへの加盟の有無。
- (5) **従業者数**は、令和2年6月1日現在の数値。

- ①**従業者数**とは、事業所に所属している人で、当該業務(ゴルフ場業務、ゴルフ練習場業務、ボウリング場業務、フィットネスクラブ業務、その他のスポーツ施設提供業務をいう。)以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」

- a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所の業務に従事している人。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人。
- b「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている人。
- c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和2年6月1日現在も雇用されている人」をいい、「**正社員・正職員**としている人」、「**正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)**」に区分される。
- ・「**正社員・正職員としている人**」とは、常用雇用者のうち、「**正社員・正職員**」として処遇している人。一般的には、雇

用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、1週間の所定労働時間で働いている人。

・「**正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)**」とは、「正社員・正職員としている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人。契約社員もここに含まれる。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d 「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は、日々雇用されている人。

イ 「**総計のうち別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所の従業者(2.(5))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人。

②「**総計のほか別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人。

(6) **事業従事者数**は、令和22年6月1日現在の数値。

①**事業従事者数**とは、事業所の従業者(2.(5))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

②**主たる業務(ゴルフ場業務、ゴルフ練習場業務、ボウリング場業務、フィットネスクラブ業務又は、その他のスポーツ施設提供業務)の事業従事者数**は、主たる業務に従事する、下記のような事業従事者数をいう。

ア 「**管理・営業部門**」:一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人。

イ 「**フロント**」:受付業務に従事する人。

ウ 「**施設・機械**」:ゴルフコースの芝刈り、植替え、補修などコース管理の業務に従事する人や、ボイラ、空調などの施設の機器の運転・管理、ボウリング機械、トレーニング機器などの運転・管理に従事する人。

エ 「**指導員**」:インストラクター、コーチなどとして従事する人。

オ 「**キャディ**」:ゴルフ場のキャディとして従事する人。

カ 「**その他**」:警備員、送迎バスの運転手など上記以外の業務に従事する人。

(7) **年間売上高**は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び主たる業務(ゴルフ場業務、ゴルフ練習場業務、ボウリング場業務、フィットネスクラブ業務又は、その他のスポーツ施設提供業務)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は含まない。

ただし、指定管理者制度により地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している事業所の場合は、年間売上高には、入場料・興業収入又は賃貸収入の他に、地方公共団体等からの委託管理料を含める。

また、本社と支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を当該年間売上高としている。

なお、直営の売店、食堂、宿泊施設等による売上高は、主たる業務(ゴルフ場業務、ゴルフ練習場業務、ボウリング場業務、フィットネスクラブ業務又は、その他のスポーツ施設提供業務)の売上高には含まれない。

(8) **収入種類別**の区分は、以下のとおり。

〈収入の種類〉

①「**利用料収入**」は、会員及びビジターが施設、器具等を利用する際に支払う料金。

②「**会費収入**」は、入会金、年会費など会員となるために支払われた料金。退会の際に返還する預託金を除く。

③「**スクール(指導料)収入**」は、指導メニュー作成料、インストラクター・トレーナーの指導料、一定期間だけのスクール

開設による収入及び個人レッスン料。

④「**キャディフィ**」は、キャディを付けた際に支払われた料金。ゴルフ場のみの区分。

⑤「**その他収入**」は、貸ロッカー、貸ウェア、貸靴、貸タオル、貸水着など、上記以外の料金。指定管理者制度により地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している事業所の場合は、地方公共団体等からの委託管理料を含む。

(9) **施設キャパシティ、年間営業日数**は、事業所のキャパシティ(ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場のみ)と、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの 1 年間の営業日数。

(10) **事業所の総面積**は、事業所の総面積で所有、賃貸を問わない。施設・建物の一部を使用して営業している場合は、使用している面積。

①ゴルフ場、ゴルフ練習場及び運動場等の屋外型施設は、所有、賃貸を問わず敷地総面積。

②ボウリング場、フィットネスクラブ、体育館等の屋内型施設は、所有、賃貸を問わず占有面積。

(11) **年間利用者数**は、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの 1 年間の施設毎の年間延べ利用者数。